

裁判の迅速化に係る検証に関する検討会（第４２回）開催結果概要

1 日時

平成２３年１０月３１日（月）午前１０時から午後零時まで

2 場所

最高裁判所中会議室

3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

井堀利宏，甲斐哲彦，近藤宏子，仙田満，高橋宏志〔座長〕，
中尾正信，二島豊太，水野美鈴，山本和彦

（事務総局）

菅野雅之審議官，小野寺真也総務局第一課長，本田能久総務局参事官，
朝倉佳秀民事局第一・三課長，高橋康明刑事局第二課長，
春名茂行政局第一・三課長，浅香竜太家庭局第一課長

4 進行

（１）新委員の紹介

菅野審議官から，甲斐哲彦委員と近藤宏子委員が紹介された。

（２）意見交換

ア 第４回報告書製本版の紹介等について

菅野審議官から，第４回報告書製本版が刊行されたこと，前回検討会以降新たに，新聞に，２度，第４回報告書に関連する記事が掲載されたこと，第４回報告書で提示した裁判の長期化要因に対する施策についての座談会が開催され，ジュリストに１１月１日号から４号連続で掲載される予定であること，上記施策等のうち建築関係訴訟についての記事が建築専門誌に掲載されたこと，判例タイムズやNBLにも第４回報告書を紹介する論稿が掲載されたこと，日本弁護士連合会及び全国青年司法書士協議会からそれぞれ第４回報告書に対する意見書が提出されたことが紹介された。

(山本委員)

- ジュリストの座談会において司会を担当したが、大変充実したものであり、本検討会に参加していない研究者や実務家から率直な意見を聴くことができた。今後もこのように議論が行われていけば良いと思う。

(中尾委員)

- 日弁連としても、第4回報告書については、従来のように批判一辺倒ではなく、批判すべきところは批判しながら評価すべきところは評価しており、全体としては高く評価している。この報告書をスタートラインとして、今後、第4回報告書で提示された施策について建設的に議論していきたいと考えている。

(仙田委員)

- 日本建築学会は、司法支援建築会議設立10周年を記念して、建築雑誌に最近10年間の建築関係訴訟の状況等について連載しており、これを資料として提供したいと考えている。

(高橋座長)

- 本日夕方、日弁連法務研究財団と東京弁護士会の共催で、第4回報告書で提示された施策についての民事訴訟シンポジウムが開催される予定である。
- 日弁連の意見書は、自分自身が当事者になっているという意識があまり見受けられず、第三者的な書きぶりがされているように感じたが、中尾委員の御発言によれば、この報告書をスタートラインとして建設的な議論を進めていく予定とのことであるから、そうであれば望ましいことである。
- 第4回報告書についてはどのような反響があるか注目しているところであり、今後も様々なところから意見を聞くことができればよい。

イ 第5クールにおける裁判手続外の社会的要因の検討について

(菅野審議官)

○ 第5クールにおいて社会的要因を検討することについては、前回検討会で御議論いただいたところであるが、「紛争自体の総量や動向に大きな影響を与える要因」、例えば、各地域における人口動態・人口構造・産業構造、経済情勢や紛争当事者の資金力の動向、企業活動の国際化、ライフスタイルの動向、法教育・啓発の進捗や業界慣行の動向、損害保険全般や権利保護保険といった保険制度の動向に関しては、紛争発生の予防、発生する紛争の数量・種類、紛争解決の難易、紛争当事者による解決方法の選択等に及ぼす影響が問題となり得るポイントとなり、また、「裁判事件となる紛争の総量や動向に大きな影響を与える要因」、例えば、ADRの動向、裁判制度に対する紛争当事者の意識・期待の動向、裁判制度を利用するためのコストの動向、法曹人口の動向に関しては、訴訟件数、訴訟事件の事実認定及び法的判断の難易、審理期間、証拠調べの程度等に及ぼす影響が、同様に問題となり得るポイントかと考えている。

もともと、これらは、想定され得る社会的要因及びそれらが紛争や裁判に与える影響について、総花的にリストアップするとこのようなことが考えられるのではないかという意味で、まずは最大限の土俵を示したものである。限られた時間の中で検証を有効に行うには、それぞれの社会的要因を同じような深さで議論するのではなく、柱となるものを具体化して論点整理することが考えられる。そのような意味で、紛争や裁判に与える影響という観点で見たときに特に影響が大きく具体的イメージが湧きやすいADRや保険の問題に関して、まず重点的に基礎的な調査・研究を行うことが考えられる。また、具体的なイメージを共有しつつ中身のある議論をしていただくためには、多様な紛争類型の中でも特に様々な社会的要因の影響を受けやすいものを幾つか素材にしながら議論を進めていただくのが、最も得策であり、かつ実効性があると考えられる。そのような紛争類型としては、例えば、保険制度の動向、ADRの動向及び紛争解決における当

事者の意識等，複数の要因が絡み合う医事関係，建築関係の紛争や，成年後見等の家事関係の紛争が思い浮かぶが，取り上げるのに適切な紛争類型について委員の意見を伺いたい。いただいた御意見を踏まえて高橋座長とも十分協議の上，事務局で案を作って次回にお示ししたい。

- このような議論を進め，裁判の迅速化等との観点でどのような社会的要因がボトルネックになり得るのかを分析していくに当たっては，我が国内部での評価，分析にとどまらず，諸外国における社会的要因及びそれを前提にした紛争解決制度の実情と比較対照しながら，検討を進めることも重要であると考えられるので，これらの点についても，事務局としては，必要な調査，分析を進め，各種資料を検討会にお示ししながら，御意見をいただきたいと考えている。
- 検証の方法としては，事務局において統計データを収集するとともに，検討会の期日及び期日外に関係分野の専門家からのヒアリングを実施すること，幾つかの地域を訪れて相談業務の実施状況等を聴取すること，事務局において海外の実情を調査することが考えられる。
- ADRの動向等，どのようなアプローチをとろうとも調査が必要になると思われる基本的な事項については，事務局において第5クール前半の作業予定を具体的に検討した。まず本年11月に，ADR全般，筆界特定制度及び日弁連のADRへの取組等についての外部ヒアリングを，同年12月にドイツ及びフランスの実情に関する海外調査を，それぞれ実施することを考えている。また，来年については，1月にアメリカの実情に関する海外調査を，次回検討会（1月27日開催予定）において高齢者対策等に関するヒアリングを，その後に地方部の実情調査等を，さらに同年3月ないし5月ころにかけて医療ADRや保険関係のヒアリング等を，それぞれ実施することを予定している。

（山本委員）

- 保険制度の動向のうち、特に権利保護保険には関心がある。損害保険は紛争自体の総量や動向に大きな影響を与える要因に当たるが、権利保護保険は、裁判制度を利用するためのコストの動向とも関係があり、裁判事件となる紛争の総量や動向に大きな影響を与える要因にも当たるのではないか。

裁判制度を利用するためのコストの動向については、法律扶助も重要であるが、利用者の資力や財政的要因による限定があることからすれば、権利保護保険の普及の程度は、裁判事件となる紛争の総量や動向に大きな影響を与えると思われる。そこで、権利保護保険について、その普及が進んでいるフランスやドイツと比較しながら、我が国において今後どのようなのかについて検討することが考えられる。

- ADRの動向にも関心があり、ADRの意味を広めに解して検討することが望ましいのではないかと考えている。ISOという、多様な分野において国際的に通用させる規格を作る国際機関が、数年前に、組織の紛争への対応に関し、組織内での対応や第三者機関での紛争解決について国際規格を作ったところであるが、それは、第一段階として問題が発生した際の組織の対応、すなわち紛争予防のための行動について、第二段階として組織内部での紛争解決、すなわち苦情処理について、第三段階として、第二段階までで解決できない場合の外部の中立的第三者機関による紛争解決、すなわちADRについて定めており、これらが一体となって、問題が発生したときの利用者の満足度を改善するという考え方を採っている。迅速化検証で組織の紛争予防のための行動まで取り上げることは困難だろうが、日本ではこれまで組織の苦情処理が重要なものとして機能してきたし、ADRも、正規のADRの取扱件数は少ないが、相談まで視野に入れた場合には、多くの紛争が解決されていると考えられる。例えば、医事関係紛争については、従来は、必ずしも院内での説明が十分ではなかったが、最近

では院内対応に関心が払われており、医療メディエーターと呼ばれる第三者機関を院内に置き、患者に対する説明を行わせているところが増え、その対応により解決することも多くなっているのもあって、大局的にはそれが裁判事件となる医事関係紛争の総量や動向に大きな影響を与えることになると思われる。紛争解決システムにおいて、消費生活センターによる相談等の果たしている役割も大きい。ADRを組織内での対応や第三者機関での相談業務等を含めて幅広く解し、それらについても調査・検討することが望ましい。

(中尾委員)

- 法教育については、日弁連でも力を入れているところであるが、日本においてははまだ取組が不十分である。法教育がより浸透するような方向で今回の検証を進めることができないか。そのような検証をすることが可能かどうかも含めて検討してみてもどうか。
- 近時に生じた大きな社会的要因としては東日本大震災が挙げられるのであるから、実情調査においては、同震災の被災地を訪問することは避けて通れないのではないか。

(菅野審議官)

- 従前から同様の意見をいただいていることもあり、事務局としても、同震災の被災地を訪問することは意義があると考えているが、現在、ホットイシューとなっているという側面もあり、タイミング等も含め、被災地の今後の状況を注視しながら検討する必要があると考えている。

(仙田委員)

- 建築関係紛争について言えば、以前は新築に関するものが多かったが、最近では改修や補強、一部改築に関するものが増えている。改修等の場合は、新築時から長期間を経て異なる建築業者による工事が行われることになるため、責任の所在を明らかにすることが困難であり、構造計算書等の証拠

が散逸していることも多い。元々国際的に見れば、日本の住宅は使用年数が極めて短いと言われていたが、このような変化をもたらしたのは、技術の進化や産業の変化、日本社会全体の成熟化等の社会的要因だと思われる。

また、建築関係紛争は、保険やADRとも関係するので、それらについても検討することが望ましい。

(井堀委員)

○ 経済学の観点から言えば、第4クールまでは、裁判の供給サイドから検討していたが、社会的要因は裁判の需要サイドの問題ということができる。比喻で言うと、医療では、需要者である患者が来たときに、供給者である医師や病院がどのように対処するかということである。裁判については、訴訟が提起された場合にどういった形で対処するかという供給面を今まで検証してきた。これに対し、社会的要因とは、どういう訴訟の需用者が来るかという話であり、今後は需要サイドがどのような要因で決まってくるかを検証することになるのであろう。

○ 裁判外紛争解決手続であるADRの動向や紛争発生を予防する保険制度の動向等の社会的要因と裁判との関係等について検証することは意義深い。

ADRは、裁判に対して、代替的な役割を果たすものか、つまりADRの申立件数が増加すると紛争が裁判に至る前に解決することにより訴訟の新受件数が減少する関係にあるのか、それとも補完的役割を果たすものか、つまりADRの申立件数が増加すると紛争の掘り起こしにより訴訟の新受件数が増加する関係にあるのかについて、難しいかもしれないが、統計データを参照しつつ検討すると、ある程度の分析ができるかもしれない。

保険についても同じようなことが言えるのではないか。

○ 供給の増加が需要を刺激することがあり、例えば、医療では、医師や病院の数が増えると、医療の需要が増加する関係にあると言われていているところ、法曹人口の増加について、それと同様に考えることができるか検討す

ることも考えられるのではないか。

- コストについても需要と供給の両面から考えることができ、紛争や訴訟の件数の増減に密接に関連する可能性がある。
- 需要は、経済や法制度等の様々な要因により左右されるものであり、一般的な検討には困難が伴うことが予想されるので、社会的要因の影響が典型的に表れる紛争類型に着目して検証することは望ましい。

(水野委員)

- 社会的要因の検証についてどこまで掘り下げ、報告書をどのようにまとめるのかはひとつの課題である。例えば、私の職務上の経験では、刑事事件でも、明らかに窃盗の被害者と思われる人が、被害届を提出するかどうかは共同体が決めると言って、被害届の提出を拒んだことがある。そのような、紛争が発生した際に個人の意思よりも共同体の決定を優先させる慣習について、我々がその良しあしやあるべき姿を評価することは難しいのではないか。
- 医事関係紛争は、ADRになじみやすいと考えられ、社会的要因と裁判との関係等を検証する際の紛争類型に適しているのではないか。
- 法曹人口の動向は、供給の増加が需要を刺激するのか、それとも、裁判に至る前に紛争を解決することにより訴訟の新受件数が減少するのか、両方の可能性が考えられるが、まだ法曹人口が増加し始めてからそれほど期間が経過していないこともあり、分析には困難が伴うと思われる。

(菅野審議官)

- 個々の社会的要因をすべて掘り下げるのは時間的・内容的に困難であり、軽重の差をつける必要がある。例えば、御指摘のとおり法曹人口について独自に深く掘り下げようとすれば、何年かけても結論が出ない可能性もあるだろう。そういう意味で、医事関係紛争や建築関係紛争のように、イメージの湧きやすい紛争類型を取り上げ、それらを縦軸にして、これにどの

ような社会的要因が関係しているかを検討することにすれば、多少なりとも作業が進みやすくなるのではないか。

- 第4クールの報告書では、裁判手続に内在する長期化要因に対する施策を提言するに当たり、結論を確定的に決めつけることなく「～について今後の検討を進める」などといった形で施策を提示したが、それと比べても、先程の井堀委員の御指摘をお借りするなら、需要サイドへの投げかけ、すなわち裁判手続外の社会的要因について個々にあるべき姿を提言することは困難であると考えている。最終的なまとめ方については慎重な検討が必要であろう。

(二島委員)

- 需要と供給の視点は興味深い。また、これまでは供給サイドについて検討していたが、需要サイドについて検討するという観点から、地方における行政機関の相談窓口等において実情を調査することは、利用者目線から紛争解決状況を検討することができ、大変良いのではないか。
- 聞くとところによると、最近の傾向として、インハウスローヤーはいるが顧問弁護士はいない企業が見られるようになっており、そのような企業は、必要に応じて事件ごとに適切な弁護士を選任するとのことである。もしそのとおりであるとすると、こういった考え方は従来余り見られなかったものであるから、企業の紛争解決に対する意識の変化を調査することも有益ではないか。
- 紛争自体の総量や動向に大きな影響を与える要因と裁判事件となる紛争の総量や動向に大きな影響を与える要因は、相互に関連しており、明確に切り分けられないのではないか。

(高橋座長)

- 社会的要因と裁判との関係等は大きなテーマであり、完璧な検証は困難であるということは、これまでの検討会においても出された意見である。

しかし、迅速化法が基盤整備法であることからすれば、これまで行ってきた裁判手続に内在する長期化要因の検討に加えて、もう一步踏みだし、広い視野で裁判手続外の社会的要因をも検討する必要があるだろう。

- 法曹人口ひとつを取り上げても、深く検討しようとするれば、諸外国との比較による検討を含めて、大変な作業になる。第5回報告では完璧な報告書を書くことはできないとしても、可能な範囲で検証し、その検証結果から刺激を受けた若い研究者たちが、その後時間をかけて深い検討をすることにつながれば良いのではないか。

(菅野審議官)

- これまでの御議論によれば、社会的要因と裁判との関係を検証する際のサンプルとして、医事関係紛争及び建築関係紛争を取り上げることになりそうだが、ほかに、例えば家事事件について取り上げた方がいいかなどについて、御意見があれば伺いたい。

(高橋座長)

- 迅速化検証のサンプルとして成年後見制度を取り上げるのはいかがかと思うが、家事紛争については、是非取り上げたい。

(中尾委員)

- 東京家庭裁判所への成年後見関係事件の申立件数は急速に増加しているし、成年後見人の監督の実態も含めて、成年後見制度の実情を調査することも考えられないか。

(高橋座長)

- 企業の意識についても、創業者社長と顧問弁護士というような古典的・家庭的な世界ではなくなっているのだろうし、二島委員が述べられたように、企業の意識を調査することも考えられよう。

(菅野審議官)

- 二島委員が述べられた企業の意識については、「企業紛争」という立て

方はぼう漠としていて難しい面もあるので、例えば、建築紛争を取り上げた場合に、その中で業者や企業側のマインドの変化を取り上げるといったことで吸収できるのかもしれない。また、実情調査の際に商工会議所を訪問するなどして、その中で実情を伺う場を持つことも検討したいと思う。

- 成年後見関係事件は、司法、行政、民間の役割分担や、一連のプロセスの中にどの段階でどのような専門家が関与していくのが望ましいかなど、社会的要因との関係においていろいろな意味で興味深い類型であると考えている。ただ、高橋座長も指摘されたように、本来、本検討会で検証すべきものは裁判の迅速化であるところ、手続に長期間を要していない成年後見関係事件をそれ自体として取り上げるのが適当かという問題もあるので、成年後見関係事件を取り上げるとしても一工夫する必要があるかもしれない。

(二島委員)

- 紛争の当事者に成年後見制度の対象者がいる場合には、裁判の迅速化に影響することになるのではないか。成年後見制度の対象者に親族がいない場合については、行政機関が対応しているが、行政と司法との連携がうまくできていなければ、そのような人が裁判の当事者となった場合に、裁判手続が遅滞することになるのではないか。
- 当事者にとって相続制度が理解しにくいものであることは、相続に関する紛争を長期化させる要因となっているのではないか。

(水野委員)

- 今後、検証検討会において、例えば、高齢者対策について内部ヒアリング調査を行うことも考えられるとの説明であったが、具体的にはどのようなことについて説明を受けることを考えているのか。

(菅野審議官)

- 何らかの形で家族間の紛争を取り上げることになるのではないかと考え

ており、高齢者問題については、各種紛争の様々な場面で幅広く関連すると思われることから、ヒアリングの実施を予定しているが、その切り口や焦点の当て方については本日の御議論も踏まえて検討したい。

(高橋座長)

- どのような紛争類型を取り上げるか、事務局において案を検討してほしい。

ウ 10年間の迅速化検証のまとめについて

(菅野審議官)

- 統計データを用いた審理状況の検討に関しては、地方裁判所における民事第一審訴訟事件、刑事通常第一審事件及び家庭裁判所における家事事件について、最新の統計データを用いて、これまでと同様に検証した上で、新受・既済件数や平均審理期間等の主要な統計データについて、10年間の推移を分析し、総括的な検討を行うことが考えられる。もっとも、刑事通常第一審事件については、平成21年に裁判員法が施行され、その前後で手続構造や実務運用に大きな変化が生じていること等を踏まえつつ、10年間の推移を概観することが考えられる。

また、高等裁判所及び最高裁判所における訴訟事件の審理の状況について、主要な統計データを示すなどして10年間の推移を概括的に取りまとめることが考えられる。

さらに、これまで確認してきた長期化要因の妥当性や第4クールで提示した施策の必要性・有効性等について、改めて確認、紹介することが考えられる。

- 検討の手順としては、基本的には、報告書公表の直近の時点における最新の統計データを示す必要があることもあり、平成25年に入ってから作業が中心になるが、その前に、事務局において、まず一定のサンプルを作成し、これを基に中間的な報告を行って、各委員の意見を伺いたいと考

えている。

(二島委員)

- 刑事事件についての事務局案には同意するが、一応情報を提供しておく
と、日弁連において、保釈保証金を保険制度を利用して支払うことができ
るようにするシステムを検討中である。これがスタートすれば、保釈請求
が増加するなど、刑事事件に何らかの影響を与えるかもしれない。

(中尾委員)

- 事務局案に異論はない。ただ、過払金等以外の民事第一審訴訟の新受件
数は、ここ10年間漸増したに止まっているが、これをどのように評価す
るかは難しく、余りネガティブに評価すると誤導しかねない。過払金返還
請求訴訟は、そろそろ減少し始めるところであるが、その増加が一過性の
ものだったと言い切れるのかは疑問である。また、事件動向は時代的背景
を反映しており、同訴訟が増加する前は破産事件が多かったのであって、
裁判所に係属する事件全体の件数の増加について将来動向を的確に推論す
ることは難しい。
- 民事第一審訴訟事件だけを切り出して検討するのも視点として間違っ
てはいないが、それだけではなく、大きく裁判所に係属する事件全体を総体
として見ないと、将来動向は分析できないのではないか。

(菅野審議官)

- これまで、迅速化検証においては、民事第一審訴訟事件をメインとして
検証してきたので、その経緯からすれば、引き続き同事件を中心として検
証することになろう。また、これまで同様、民事第一審訴訟事件について
は、全体及び過払金等以外の両方を示して検証する必要があると考えてい
る。
- もっとも、10年間の推移を検討するに当たっては、裁判所に係属する
事件を全体として見たときにどうなのかという検討をすることも考えられ

る。そのように全体として見たときには、昔は自己破産事件や特定調停が多かったのに対し、ある段階で、これらに代わって過払金返還請求訴訟が増加したこと等、もう少し枠を広げれば、大局的観点から紛争動向を検討することができるのではないかと思われる。この点については、委員の御意見を伺いながら、今後検討していきたい。

- 過払金返還請求訴訟について言えば、大手貸金業者の経営が破綻したことにより、相当数の事件が中断しており、このままでは審理期間が2年を超える事件が増加しかねない。第5回報告においては、こうした点についても十分念頭に置かなければ、実態を反映しない数値が出てくる可能性があり、よく検討したいと考えている。

(高橋座長)

- 事務局案では、第5回報告における統計データを用いた審理状況の検討について、これまで同様に行うとともに、10年間の推移の分析や総括的な検討をすることとされているが、前者については、各委員に異論はないであろう。

後者について言えば、迅速化法の施行後10年を経過した場合の検証については立法措置が執られない限り自動的に継続することも考えられるので、これが最終報告ということにはならないかもしれないが、いずれにしても10年の区切りであるので、一応のまとめをすることになろう。

- 第4回報告で提示した施策については、第5回報告までの期間が2年間にすぎないことから、それほど大きく成果を報告することは難しいだろうが、提示した以上、進展の見られる施策について取り上げるなどして、良い方向で次へつなげていくのがよいのではないか。

(仙田委員)

- 裁判や紛争を通して様々な問題を統合的に検討する委員会は貴重であり、今後も続けていったらいいのではないかと思う。

エ ヒアリング調査《ADR全般、筆界特定制度、日弁連のADRへの取組等》及び実情調査について

(本田参事官)

- 11月下旬のヒアリング調査で、法務省司法法制部の担当者からADR全般について、同省民事局民事第二課の担当者から筆界特定制度について、日弁連の担当者から日弁連のADRへの取組等について、それぞれ、説明を受け、意見交換を行うことを考えている。参加を希望される委員に参加いただき、調査結果については事務局で取りまとめた上で検討会において報告する予定である。
- 2月初旬に、地方部を訪問して、行政機関の相談窓口や簡易裁判所等の実情調査を実施することを考えており、細目を検討した後に、改めて事務局から委員に連絡する予定である。

(3) 今後の予定について

次回以降の検討会は、次の日時に開催されることが確認された。

第43回 平成24年1月27日(金)午前10時から

第44回 同年3月19日(月)午後3時から

(以上)